

【第6回】

2022年8月26日に、当事務所主催の独占禁止法プラクティス・グループ
[独禁法セミナー 第6回] を会場開催いたしました。

テーマ：押さえておきたい最新の独禁法・下請法運用のトレンド
～令和3年度の公正取引委員会による独禁法・下請法
運用状況等の公表資料を踏まえて～

講師：南部 利之

(元公正取引委員会事務総局審査局長、当事務所アドバイザー、
独占禁止法プラクティス・グループ・アドバイザー)

進行・質疑対応：向 宣明

(当事務所パートナー弁護士、
独占禁止法プラクティス・グループ・リーダー)

桃尾・松尾・難波法律事務所主催
独占禁止法プラクティス・グループ[独禁法セミナー 第6回]

押さえておきたい最新の独禁法・下請法運用のトレンド
～令和3年度の公正取引委員会による独禁法・下請法
運用状況等の公表資料を踏まえて～

丸ビルカンファレンス(Room4)
2022年(令和4年)8月26日(金)14:00～

桃尾・松尾・難波法律事務所
アドバイザー 南部 利之



目次

1. アドボカシーとエンフォースメントとの連携・強化

（「中小事業者等の取引公正化・アドボカシー（競争唱導）に向けた取組」（令和4年5月）及び「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けてーアドボカシーとエンフォースメントとの連携・強化ー」（令和4年6月16日））を踏まえて

2. 「令和3年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」（令和4年6月1日）を踏まえて

3. 「令和3年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組」（令和4年5月31日）を踏まえて

4. 「独占禁止法に関する相談事例集（令和3年度）」（令和4年6月22日）を踏まえて

5. 「令和3年度における企業結合関係届出の状況」（令和4年6月22日）を踏まえて





1. アドボカシーとエンフォースメントとの 連携・強化



エンフォースメント

～厳正な法執行による競争の回復～

● 違反事件審査

- 独禁法違反行為に対する機動的かつ効果的な法執行
- 下請法違反行為に対する簡易・迅速な処理

● 企業結合審査

- ビジネスの実態に即した迅速かつ的確な企業結合審査

アドボカシー（競争唱導）

～競争環境の整備～

- **ガイドラインの策定** 法運用の透明性・予見可能性の向上による違反行為の未然防止
・企業のコンプライアンスの向上
- **実態調査** 競争制限的な民間慣行の改善
- **規制改革に関する提言**
- **国際連携** 競争政策の国際的収れんの推進
- **国民的理解の増進**

独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進することであり、この目的を達成するために、公正取引委員会は、厳正な法執行によって競争を回復するという「エンフォースメント」と、競争環境を整備するという「アドボカシー」を「車の両輪」として取り組んでいる。

公正取引委員会のアドボカシー（競争唱導）機能の強化

- 規制や取引慣行等により競争が十分に働いていないと考えられる分野
- デジタル市場等、市場が急速に変化しつつあるため、迅速な競争実態の把握と競争上のルール整備が求められる分野

などにおいてアドボカシー機能を十分に発揮し、競争環境を適切に整備することで、事業者のイノベーション・成長を更に促進させ、日本経済の競争力を強化していく必要。



今後とも、関係府省庁との積極的な対話と戦略的な連携、説得力ある提言、効果的な対外発信、適時適切なフォローアップ等を通じて、アドボカシーの実効性を強化していく。また、そのために必要な機能強化を行っていく。

■ 公正取引委員会が、最近、アドボカシーを行った分野は以下のとおり。

- ▶ クレジットカード取引
- ▶ IPOにおける公開価格設定プロセス
- ▶ デジタル広告
- ▶ コンビニエンスストア
- ▶ 飲食店ポータルサイト
- ▶ 官公庁における情報システム調達
- ▶ 携帯電話
- ▶ スタートアップ
- ▶ QRコード等を用いたキャッシュレス決済
- ▶ オンラインモール・アプリストア



デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて —アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化—

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を踏まえ、公正取引委員会は、厳正かつ的確な法執行(エンフォースメント)と取引慣行の改善や規制・制度の見直しを提言する唱導(アドボカシー)を「車の両輪」として取り組み、組織全体としてデジタル化等经济社会の変化への対応を強化する。

アドボカシーの実効性の強化

- ・ 関係府省庁との積極的な対話と戦略的な連携、説得力ある提言、効果的な対外発信、適時適切なフォローアップ等
 - ・ 実態調査を通じたアドボカシーについて、実態調査の役割、対象分野、実施方法といった基本的な考え方を明らかにし、実態調査に対する幅広い理解・協力を求める
- 目的達成のために必要かつ相当な範囲での**独禁法第40条に基づく調査権限の行使**、調査の背景や問題意識を明確にした分かりやすい発信 等

エンフォースメントの強化

- ・ デジタル市場に係る行為等を中心に、情報収集の必要性がある場合等には、**審査の初期段階等であっても事件の概要を公表して広く第三者から情報・意見を募集**
- ・ 事件審査開始の判断のための情報収集が任意の手法では困難な場合、目的達成のために必要かつ相当な範囲で、**独禁法第40条に基づく調査権限を行使**
- ・ 取締役会における資料等の内部文書の企業結合審査における活用
- ・ 経済分析室と連携した経済分析の活用

アドボカシーとエンフォースメントの連携の促進

実態調査を通じて得られた情報・知見の活用

- ・ 調査票等に申告窓口を明記し、独禁法に違反するおそれのある具体的な事実に係る情報提供の呼びかけ
- ・ **実態調査で収集した情報を法執行部門で活用する**可能性がある場合には、その旨を調査票等に明記する。記載がなくとも、情報提供が行われた場合には、法執行部門での活用について了承を得る

- ・ 実態調査での取組を通じて提供される情報を積極的に活用するなど、**実態調査からシームレスに個別のエンフォースメントにつなげる**
- ・ 実態調査において得られたデジタル市場等に関する最新の知見や分析結果のエンフォースメントでの活用

エンフォースメント発動可能性によるアドボカシーの実効性強化

機能・体制の計画的な充実・強化

専門人材活用を含めた専門的知見に係る人的基盤の拡充など質的な充実と併せ、組織・人員の抜本的な拡充など量的な充実を図ることにより、デジタル・経済分析・審査情報解析・企業結合分野を始めとして公正取引委員会の機能・体制を重点的かつ計画的に強化する。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA



2. 「令和3年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(令和4年6月1日)を踏まえて

申告件数の推移

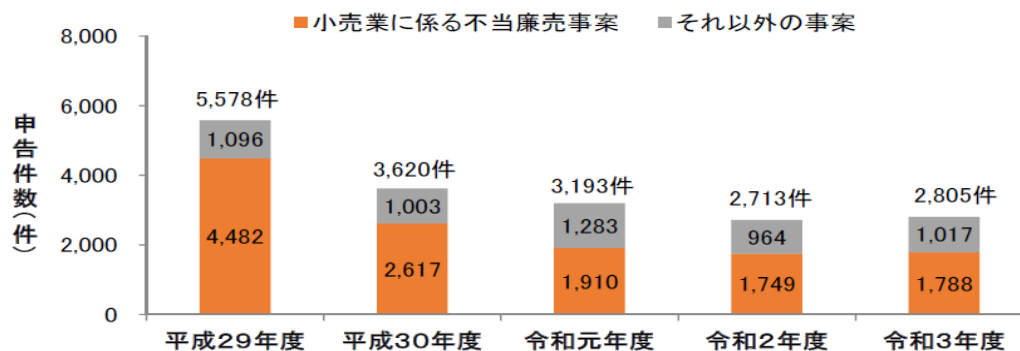


表1 課徴金減免申請件数の推移

年度	H29	H30	R元	R2	R3	累計 (注5)
申請件数	103	72	73	33	52	1,395

(注5) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和4年3月末までの件数の累計。

表2 課徴金減免制度の適用状況

年度	H29	H30	R元	R2	R3	累計 (注8)
課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数(注6)(注7)	11	7	9	8	3	156
課徴金減免制度が適用された事業者数(注8)	35	21	26	17	10	401

(注6) 本表における法的措置とは、排除措置命令及び課徴金納付命令であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注7) 排除措置命令のみを行い課徴金納付命令は行わなかったものの、当委員会のウェブサイトに課徴金減免申請を行った旨を公表することを申し出た事業者が存在する事件又は当該事業者を含む。

(注8) (注4)を参照。課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和4年3月末までの件数又は事業者数の累計。

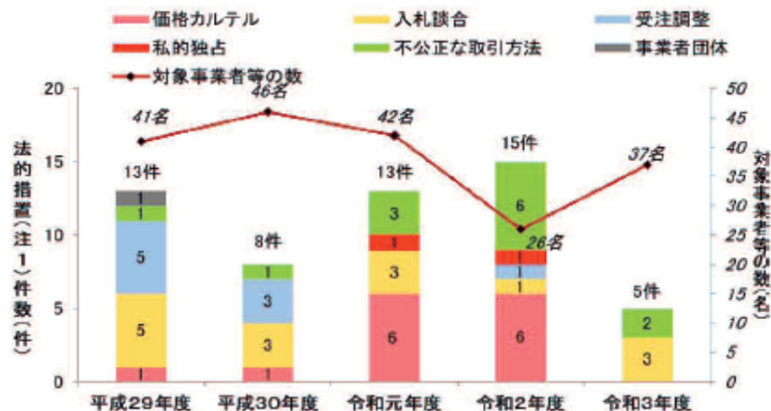
課徴金減免制度と調査協力減算制度

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率 (課徴金減免制度)	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)	適用される減免率
前	1位	全額免除	+最大40%	全額免除
	2位	20%		最大60%
	3~5位	10%		最大50%
	6位以下	5%		最大45%
後	最大3社 (調査開始日前を含め最大5社まで)	10%	+最大20%	最大30%
	上記以下	5%		最大25%



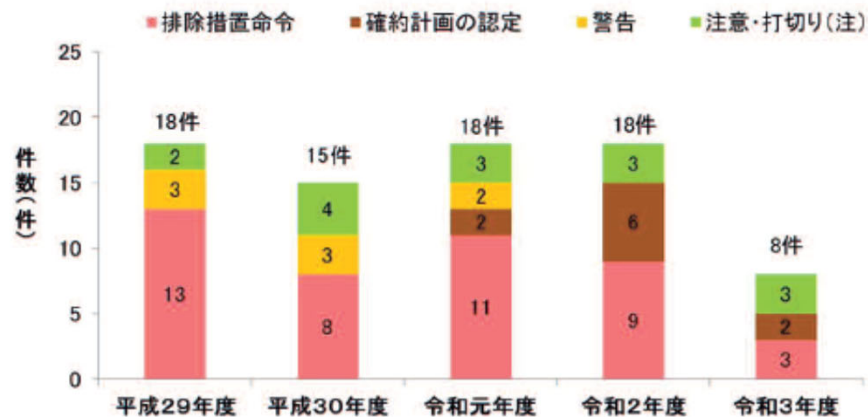
◆法的措置5件(排除措置命令3件、確約計画の認定2件)

法的措置(注1)件数等の推移



(注1) 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。
 (注2) 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

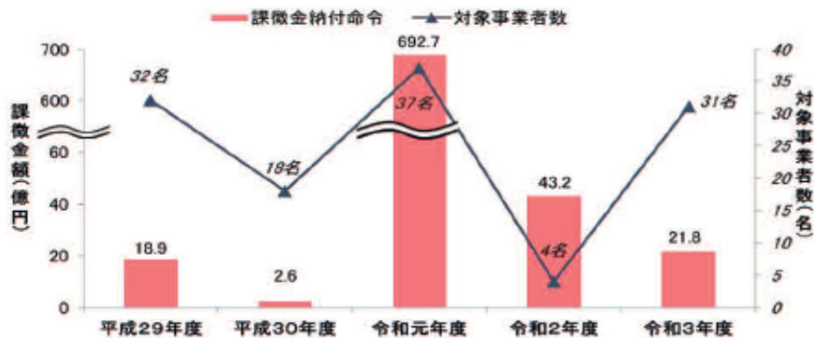
排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



(注) 事案の概要を公表したものに限り。

◆課徴金額約21.8億円

課徴金額等の推移



(注) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

◆事業者による自発的な措置 3件

- アップル・インクに対する件(R3.9.公表)
- (株)ユニクエストに対する件(R3.12.公表)
- 楽天グループ(株)に対する件(R3.12.公表)

◆ 令和3年度に公正取引委員会が公表した事案において対象となった商品・役務等

警備業務

入札談合

年金関連業務

入札談合

スポーツ用品
(テニスラケット)
並行輸入妨害

医薬品

入札談合

スマートフォンアプリ
アプリケーション事業者の
課金方法の制限

宿泊予約サイト

同等性条件の
設定

オンライン・モール

出店業者に対する
優越的地位の濫用

葬儀サイト

競争業者との取引制限

法的措置を採った事案5件

行為類型等	概要
入札談合 (排除措置命令・課徴金納付命令)	国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした 機械警備業務の競争入札等の参加業者 が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた(令和4年2月25日)。 違反事業者数7社 排除措置命令対象事業者数6社 課徴金納付命令対象事業者数4社 課徴金額1480万円
入札談合 (排除措置命令・課徴金納付命令)	日本年金機構発注の データプリントサービスの入札等の参加業者 が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた(令和4年3月3日)。 違反事業者数26社 排除措置命令対象事業者数25社 課徴金納付命令対象事業者数24社 課徴金額17億4161万円
入札談合 (排除措置命令・課徴金納付命令)	独立行政法人 地域医療機能推進機構発注の医薬品の入札の参加業者 が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた(令和4年3月30日)。 違反事業者数4社 排除措置命令対象事業者数3社 課徴金納付命令対象事業者数3社 課徴金額4億2385万円
拘束条件付取引 (確約計画の認定)	Booking.com B.V.は、宿泊施設運営業者との間の契約において、その運営する宿泊予約サイト「Booking.com」に掲載する我が国所在宿泊施設に係る 宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は有利なものとする条件 (ただし、自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は有利なものとする条件を除く。)を定め、当該条件を遵守させていたが、当該行為を取りやめる等の確約計画の認定申請を行い、認定を受けた(令和4年3月16日 確約計画認定)。
取引妨害(並行輸入阻害) (確約計画の認定)	ウイルソンの子会社である アメアジャパン は、遅くとも平成28年9月頃以降、令和2年9月までの間、ウイルソンが製造する「パフォーマンステニスラケット」を、国外の正規販売業者から輸入・販売する「並行輸入業者」から「並行輸入品」を入手し、これに貼付されたホログラムシールの情報から 当該並行輸入品を当該並行輸入業者に販売した国外正規販売業者を特定した上で、当該正規販売業者が並行輸入業者へ本件テニスラケットを販売しないようにさせることをウイルソンに求め、これを受け、ウイルソンは、特定した国外正規販売業者に対し、並行輸入業者に本件テニスラケットを販売しないよう警告していたが、アメアジャパン及びウイルソンは、それぞれ当該行為を既に行っていないことを確認する旨取締役会において決議すること等の確約計画の認定申請を行い、認定を受けた(令和4年3月25日 確約計画認定)。



自発的な措置に関する公表(審査打切り)3件

行為類型	件名・概要
私的独占	<p><u>アップル・インクに対する件(令和3年9月2日 公表)</u> アップル・インクが、App Store の運営に当たり、デベロッパーがアプリ内でのデジタルコンテンツの販売等を行う場合、アップル・インクが指定する課金方法の使用を義務付けるに加え、アウトラックを禁止するなどしていた。 アップル・インクから、リーダーアプリにおいてアウトラックを許容するという改善措置の申出がなされ、本件被疑行為を解消するものと認められたことから、審査を終了した。</p>
排他条件付取引 拘束条件付取引	<p><u>(株)ユニクエストに対する件(令和3年12月2日 公表)</u> (株)ユニクエストが、同社の運営する「小さなお葬式」と称するインターネット葬儀サービスに関し、一般消費者に提供する葬儀の施行を委託している葬儀社に対し、他のインターネット葬儀サービスを営む事業者と取引しないことを条件として委託手数料相当額を一般加盟店よりも増額する(特約加盟店制度)ことにより、他の事業者を排除している疑いがあった。 (株)ユニクエストから特約加盟店制度を廃止する等の改善措置を講じた旨の報告がなされ、本件被疑行為を解消するものと認められたことから、審査を終了した。</p>
優越的地位濫用	<p><u>楽天グループ(株)に対する件(令和3年12月6日 公表)</u> ○楽天グループ(株)(以下「楽天」という。)の、「楽天市場」出店事業者に対する「共通の送料込みライン」一律導入に対し、東京地裁への「緊急停止命令」の申立て(令和2年2月28日)。 ○これに対し、楽天は、同年3月6日、店舗の選択により「共通の送料込みライン」の適用対象外にできることとし、その後、適用対象外申請を行うための手続を設けたことから、公取委は、当面は、一時停止を求める緊急性が薄れるものと判断し、同年3月10日、同申立てを取り下げたが、出店事業者の選択の任意性が確保されるか否かを見極める必要があると判断し、審査を継続。 ○審査の結果、楽天が、店舗を担当する営業担当者等により、「共通の送料込みライン」に参加していない店舗を不利にする取扱いを示唆するなどして、「共通の送料込みライン」に参加すること及び適用対象外申請を行わないことを余儀なくさせることにより、優越的地位の濫用に該当する疑いのある事実が認められた。 これに対し、楽天から、「共通の送料込みライン」に参加すること等について、出店事業者の意思を尊重する等の会社の方針を営業担当者等に周知徹底するとともに、出店事業者に周知する等の改善措置の申出がなされ、本件被疑行為は解消するものと認められたことから、審査を終了した。</p>





オンライン宿泊予約サイトの運営事業者による宿泊施設の運営事業者に対する同等性条件の設定



テニスラケットの製造販売業者による並行輸入販売の不当な妨害



デジタルプラットフォーム事業者によるアプリケーション事業者の課金方法の制限



インターネット葬儀サービスの運営事業者による取引先事業者に対する競争業者との取引制限



オンラインモール運営事業者による出店者の送料に係る取引条件の不利益変更

確認計画の
認定

事業者の自発的措置を踏まえて
審査終了

事案の内容を踏まえつつ、速やかに競争秩序を回復

公正かつ自由な競争の維持促進



優越的地位濫用への対処(優越タスクの取組み状況)

「優越的地位濫用事件タスクフォース」(優越タスク):平成21年に審査局内に設置。

一元的・効率的処理

1. 優越的地位濫用に関し寄せられた情報及び自ら収集した情報に基づき、一元的に当該類型に特化した調査を行い、注意処分とすることにより、事案を効率的に処理(平均処理期間は約67日)。
2. 下請法に基づく勧告・指導を受けた親事業者についても、必要に応じ、下請事業者に該当しない取引先に対する行為について調査を行い、優越的地位濫用につながるおそれが見られた場合には、注意。

効果的処理

1. 調査に当たって、関係事業者にグループ会社の状況も含めて報告を求め、当該関係事業者とグループ会社の双方について改善を図る。
2. 調査の結果、違反につながるおそれがあると認められた場合、職員が関係事業者の事務所に直接出向くなどして、責任者(担当取締役等)と面談を行い、違反につながるおそれがあるとして注意を行うとともに、パンフレット等を用いて、優越的地位濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を説明。注意後の相談対応も実施。
3. 過去に注意を行った事案のフォローアップ調査において、関係事業者から過去の注意後の改善状況を確認。不十分な場合には関係事業者を招致等して注意。

(単位:件)

年度	H29	H30	R元	R2	R3
注意件数	49	56	29	47	46

- ◆ 未然防止の観点から迅速に対処
 - 酒類、石油製品、家電製品等の小売業に係る申告は、原則2か月以内に処理する方針
 - 不当廉売につながるおそれがある事案に対し注意

(単位:件)

年度	H29	H30	R元	R2	R3
酒類	96	22	63	9	29
石油製品	352	194	162	115	206
家電製品	4	0	2	0	1
その他	5	11	8	12	8
合計	457	227	235	136	244



3. 「令和3年度における下請法の運用状況及び
中小事業者等の取引公正化に向けた取組」
(令和4年5月31日)を踏まえて

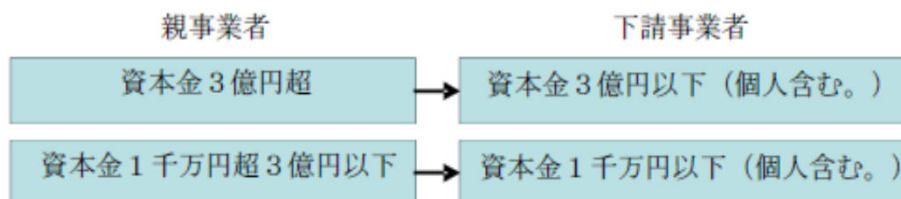
下請法の概要

1 目的（第1条）

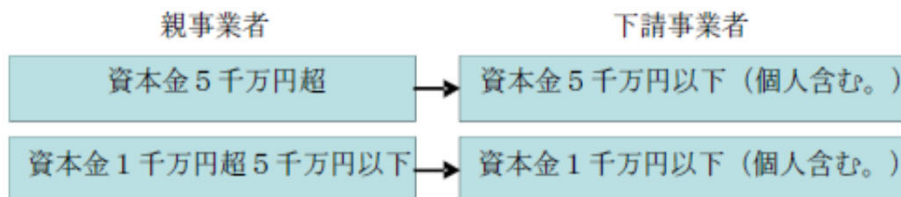
下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

(1) 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成委託（プログラム作成に係るもの）・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



(2) 情報成果物作成（プログラム作成に係るものを除く。）
・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く。）



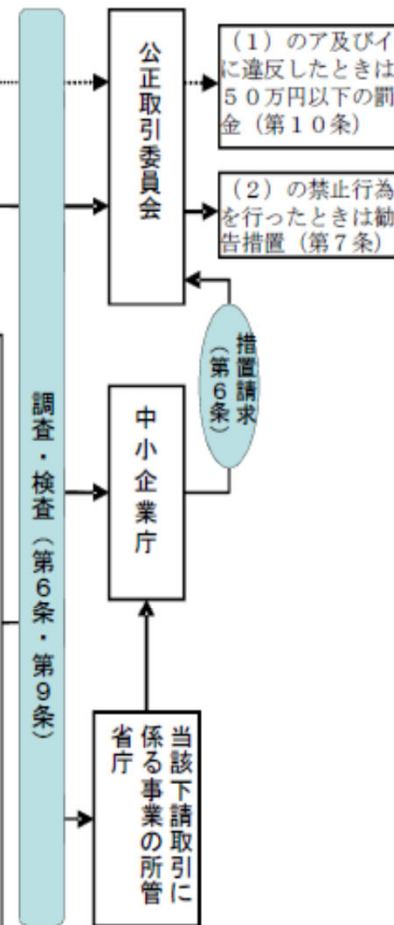
3 親事業者の義務及び禁止行為並びに排除措置

(1) 義務

- ア 書面の交付義務（第3条）
- イ 書類作成・保存義務（第5条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

(2) 禁止行為

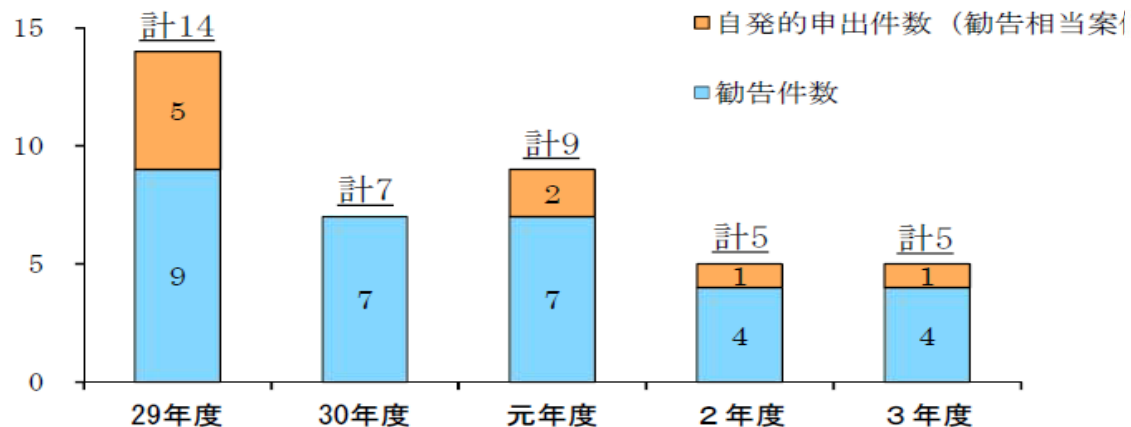
- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- エ 返品禁止（第4条第1項第4号）
- オ 買ったときの禁止（第4条第1項第5号）
- カ 購入強制・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）



勧告・指導件数等の推移

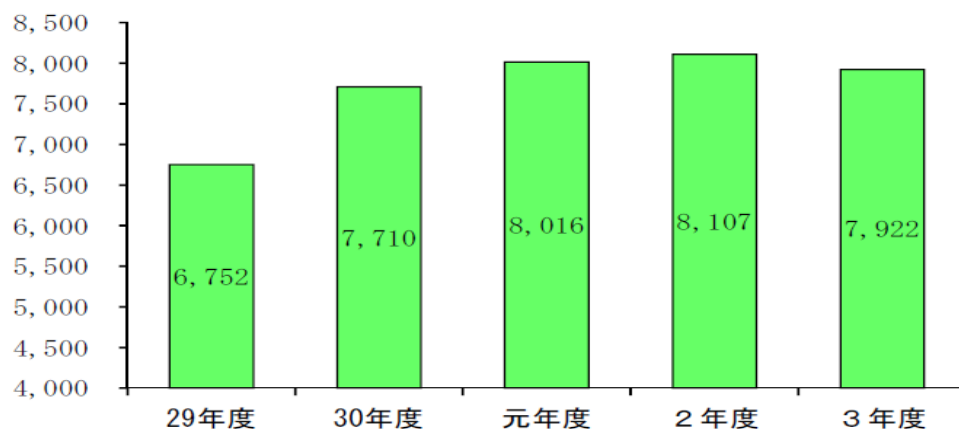
第1図 勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]



第2図 指導件数の推移

[単位：件]



第3表 自発的な申出の件数

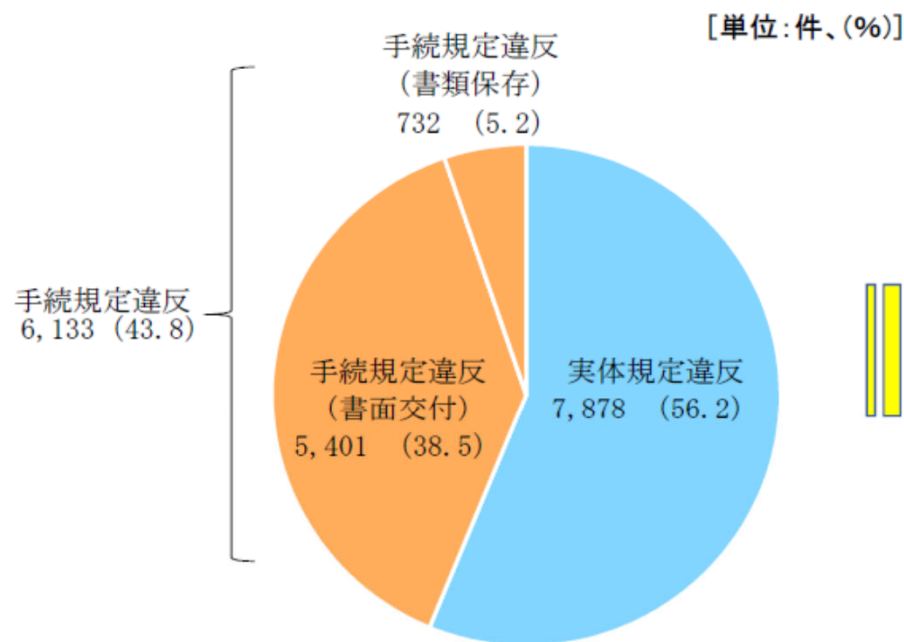
[単位：件]

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	47	73	78	24	32

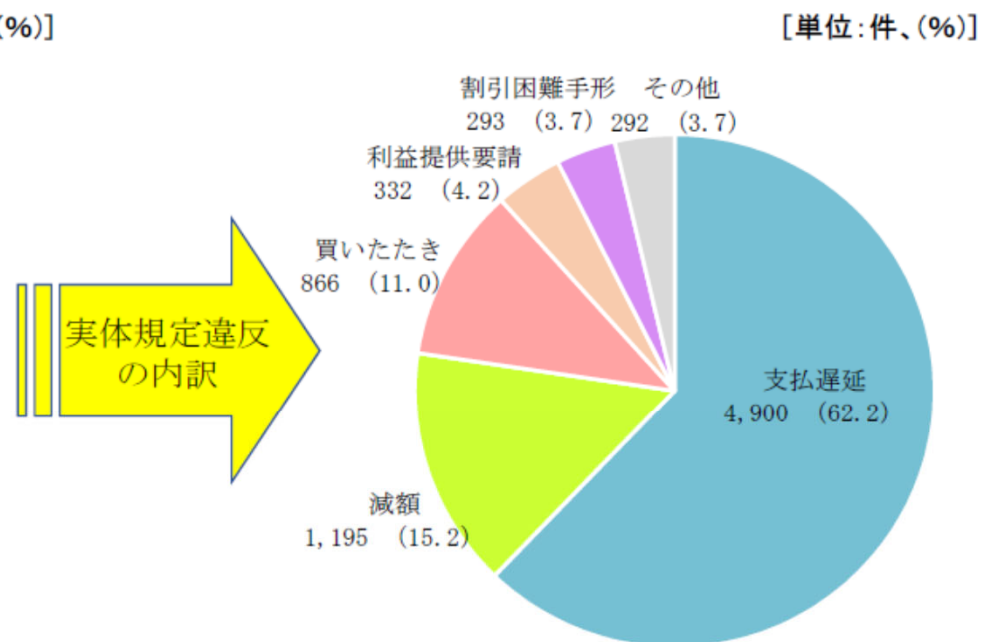
- 1 公取委の調査着手前に当該違反行為を自発的に申し出る。
- 2 当該違反行為を既に取りやめている。
- 3 下請事業者に与えた不利益回復のために必要な措置（下請代金減額事案であれば、減じていた額の少なくとも過去1年間分の返還）を既に講じている。
- 4 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
- 5 当該違反行為について公取委が行う調査及び指導に全面的に協力。

○ 類型別件数 (14,011件) の内訳、実体規定違反件数 (7,878件) の行為類型別内訳

類型別件数 (14,011件) の内訳



実体規定違反件数 (7,878件) の行為類型別内訳



(注) ()内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と3ページの措置件数の合計とは一致しない。

(注) ()内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

勧告事件の概要（令和3年度）

◇減額事件

○ 携帯電話の一次販売代理店に対する件 （令和3年6月）

A社は、特定の電気通信事業者から受託する携帯電話の移動体通信サービス等に係る契約内容の説明、申込みの勧誘等を下請事業者に委託しているところ、「戻入金（れいにゅうきん）」を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた^(注)（下請事業者8名に対し、総額5660万9388円）。

（注）下請事業者の業務実績に対する評価結果（3か月ごと）がA社が定める一定の水準に満たない場合、A社が、評価期間中の下請代金の額から、一定の算出方式で計算した金額を遡って値引きしたもの。

○ ユニットハウスの製造・販売・レンタル業者に対する件（令和3年11月）

C社は、自社が販売又はレンタルするユニットハウス（注1）に使用する床材、壁材等の資材の製造及び自社がレンタルする建設機械器具の修理を下請事業者に委託しているところ、「早期支払割引料（注2）」を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた（下請事業者66名に対し、総額1911万9134円）。

（注1）工場で組立・製造した箱型のユニットを現場に備え付けることにより簡易・迅速に設置できる建物で、工事現場における事務所、災害時の仮設住宅などに使用されている。

（注2）下請代金をファクタリング方式ではなく現金で支払っていることを理由として徴収したもの。このファクタリング方式とは、下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権をファクタリング会社に譲渡することにより、当該ファクタリング会社から当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式である。

○ 服飾副資材の総合卸業者に対する件 （令和3年6月）

B社は、衣料品の製造販売業者等から製造を請け負う下げ札、織ネーム、プリントネーム等の服飾副資材又はその半製品の製造を下請事業者に委託しているところ、「歩引^(注)」を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた（下請事業者24名に対し、総額2015万166円）。

（注）下請代金を手形ではなく現金で支払っていることなどを理由に、請求書の金額に一定率を乗じて得た額等を徴収したもの。

○ 自社ブランドの婦人服の販売業者に対する件 （令和4年3月）

D社は、消費者等に販売する婦人服等の製造を下請事業者に委託しているところ、自社の各店舗への配送等が不要なインターネット販売用の商品について、「物流費」及び「物流業務委託料」として下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた（下請事業者24名に対し、総額7094万8217円）。

下請法違反の実例（令和3年度）

○ 買ったたきに関連する下請法違反実例

令和3年9月8日、公正取引委員会は「最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を取りまとめ、最低賃金の引上げ等を勘案しない下請代金の不当な設定を含む下請法違反行為等に厳正に対処していくこととした。また、同年12月27日、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会の連名で「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられた。

<違反実例>

- 水質調査、測量業務等を下請事業者に委託している土木建築会社は、下請事業者から、資材の仕入価格や人件費等が上がったことを理由に下請代金の引上げを求められたにも関わらず、予算に限りがあることを理由に、一方的に下請代金の額を据え置いた。（買ったたき）

○ 新型コロナウイルス感染症に関連する下請法違反実例

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、事業活動に様々な影響が生じているところ、公正取引委員会は、親事業者に対し、下請事業者に対して適切な配慮をするとともに、適正なコスト負担なしに一方的に契約を変更・解除するなどの違反行為を行わないよう注意喚起を行い、このような事案に接した場合には厳正に対処することとしている。

<違反実例>

- 配電用電気機械器具の製造を下請事業者に委託している設備工事会社は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を受け、自社の取引先から当該電気機械器具の設置工事の延期を求められたことを理由として、あらかじめ定めた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。（受領拒否）

○ 金型に関連する下請法違反実例

金型に関する取引条件の改善については、以前から、中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議（令和2年12月から中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議）で議論されているところ、令和元年8月からは「型取引の適正化推進協議会」が開催され、同年12月には型取引の適正化推進協議会報告書が取りまとめられていることも踏まえ、公正取引委員会としても、不適切な取引事案については厳正に対処することとしている。

<違反実例>

- 油圧緩衝器、油圧機器等の製品、半製品、部品又はこれらの製造に用いる金型の製造を下請事業者に委託している製造会社は、下請事業者に製造を委託した金型を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。（下請代金の支払遅延）

○ 働き方改革に関連する下請法違反実例

政府を挙げて働き方改革を推進しているところ、親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注等の「しわ寄せ」を生じさせないように、公正取引委員会としても、このような事案に接した場合には厳正に対処することとしている。

<違反実例>

- 業務用空調設備の修理・保守点検を下請事業者に委託している設備機器販売会社は、下請事業者に対し、自社の平日定時外における顧客への故障対応のための待機を無償で行わせていた。（不当な経済上の利益の提供要請）

○ フリーランスに関連する下請法違反実例

近年、フリーランスとして安心して働ける環境の整備が政府全体として課題となっているところ、公正取引委員会は、親事業者に対し、個人事業主と取引を行う場合には注文書（取引条件等の必要記載事項を記載した書面）を必ず交付し、定められた支払期日までに下請代金を確実に支払うなどの注意喚起を行い、適正なコスト負担なしに一方的に契約を変更・解除するなどの違反行為について厳正に対処することとしている。

<違反実例>

- 生活雑貨品のデザインの作成を個人事業主の下請事業者に委託している製造販売会社は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者に交付すべき書面を交付していなかった。（書面の交付義務）

「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の推進

- 公正取引委員会は、令和3年9月、中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定。同年11月、現下の経済状況に適切に対応しつつ、取引の公正化をより一層推進する観点から、アクションプランを改定。
- 公正取引委員会は、令和3年12月、公正取引委員会を含む関係省庁において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたことを踏まえ、令和4年3月、新たに「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定。
- 公正取引委員会は、今後も引き続き、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用し、体制強化を行いつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法・下請法違反行為に対して厳正に対処していく。

①価格転嫁円滑化スキーム	②独占禁止法の執行強化	③下請法の執行強化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁からの情報提供・要請の受付、違反行為情報提供フォームの運用【令和3年度末までに144件・継続実施】 ・ 業種分析報告書を取りまとめ、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を重点立入業種として選定【令和4年5月実施。今後、重点的な立入調査を実施するとともに、法違反が多く認められる業種については、事業所管省庁との連名による事業者団体に対する自主点検の要請を実施】 <p>【改正後の下請法運用基準の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。 ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象22業種の選定【令和4年3月実施】 ・ 調査開始、立入調査、事業者への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年6月に10万社程度の調査票発送、夏以降に立入調査、年内目途に取りまとめ】 2 大企業とスタートアップとの取引に関する調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査開始、立入調査、事業者への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年6月に2万社程度の調査票発送、夏以降に立入調査、年内目途に取りまとめ】 3 荷主と物流事業者との取引に関する調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入調査、荷主への文書送付【令和4年4月開始】、調査結果の取りまとめ【令和4年5月実施】 4 労働基準監督機関との連携強化【令和4年4月から運用開始】 5 公正取引委員会の体制強化・独占禁止法の適用の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 優越的地位濫用未然防止対策調査室の新設【令和4年2月実施】、独占禁止法Q&Aの公表【令和4年2月実施・継続周知】 ・ 優越Gメンの体制創設【令和4年5月実施】 	<ol style="list-style-type: none"> 1 買ったときの解釈の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請法運用基準の改正【令和4年1月実施・継続周知】 ・ 下請法Q&Aの公表【令和4年1月実施・継続周知】 ・ 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の運用、オンライン相談会の実施【継続実施】 <p style="text-align: center;">(不当な下請取引)ゼロゼロ 110番 電話番号 0120-060-110 【受付時間】10:00-17:00 (土日祝日・年末年始を除く。)</p> 2 買ったときに対する取締り強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準監督機関との連携強化【令和4年4月から運用開始】 ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【令和4年5月から運用開始】 3 下請取引の監督強化のための情報システムの構築【令和4年内に運用開始】 4 ソフトウェア制作業・受託システム開発業の取引適正化に関する実態調査【令和4年6月目途に調査結果を取りまとめ】 5 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化【継続実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済団体等への各種取組の周知の働きかけ



パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

令和3年12月27日
内閣官房
(新しい資本主義実現本部事務局)
消費者庁
厚生労働省
経済産業省
国土交通省
公正取引委員会

(3) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化【公正取引委員会・事業所管省庁】

独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、……今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を公正取引委員会において、実施する。

また、公正取引委員会が取引価格への転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。

(4) 下請代金法上の「買ったたき」に対する対応

① 下請代金法上の「買ったたき」の解釈の明確化【公正取引委員会】

労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請代金法上の「買ったたき」に該当するおそれがあることを、公正取引委員会は以下の方向で明確化する。

- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。
- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで下請事業者へ回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。



4. 「独占禁止法に関する相談事例集(令和3年度)」(令和4年6月22日)を踏まえて



<相談内容別件数> (企業結合に関する相談を除く。)

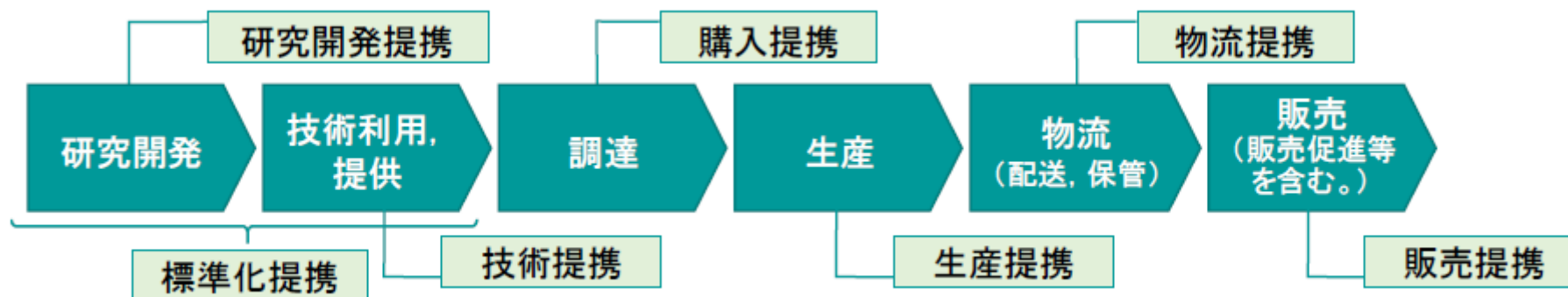
(単位：件)

	令和2年度	令和3年度
事前相談制度による相談	0	0
事業者の活動に関する相談	0	0
事業者団体の活動に関する相談	0	0
一般相談	2,110	1,855
事業者の活動に関する相談	1,966	1,782
○流通・取引慣行に関する相談 (うち優越的地位の濫用に関する相談)	1,776 (1,219)	1,620 (1,187)
○共同行為・業務提携に関する相談	76	77
○技術取引に関する相談	17	9
○共同研究開発に関する相談	9	7
○その他	88	69
事業者団体の活動に関する相談	144	73
合計	2,110	1,855

1 事業者の活動に関する相談（4件）

事例 番号	相談に係る行為の概要	関係法条 (注)	回 答
1	報道機関が、①他の報道機関と共同で、ニュースポータルサイト事業者に対し、当該事業者と締結した記事提供契約が正しく履行されているかを確認するためのデータの開示を要請すること（実際の個社データの開示は報道機関に対し個社ごとに行われる。）、②他の報道機関と共同で、無断でニュース記事の見出し等を利用してニュースポータルサイト事業者に対し、見出し等の提供契約を締結するよう要請すること（実際の契約交渉や契約締結は、報道機関が個社ごとに行う。）及び③他の報道機関と共同で、ニュースポータルサイト事業者との間で締結するニュース記事等の提供契約のひな型を作成すること（当該ひな型を実際に使用するかどうかは各報道機関の任意とする。）。	第3条（不当な取引制限）	問題なし
2	窯業製品メーカー2社が、特定の窯業製品に係る相互OEM供給を行うこと。	第3条（不当な取引制限）	問題なし
3	容器メーカーが、競争者に対して競争者が製造販売する容器の一部をOEM供給すること。	第3条（不当な取引制限）	問題なし
4	化学製品メーカー2社が、商品配送の効率化のため、遠隔地域に所在する需要者への配送ルートを共同化すること。	第3条（不当な取引制限）	問題なし





○ 競争上重要な情報の交換・共有やコスト構造の共通化

→ 相互の行動を予測しやすくなり、協調的な行動が助長されやすくなるという問題

○ 業務提携における情報交換・共有 : カルテル等の問題を誘発しないよう適切な情報管理が必要

→ 業務提携における情報遮断措置として、例えば、部門間におけるファイアーウォールの設置、業務提携に関係する者との秘密保持契約の締結、業務提携に従事する者の情報へのアクセスの制限

「業務提携に関する検討会報告書」(公取委CPRC 令和元年7月10日)

2	窯業製品メーカー2社が、特定の窯業製品に係る相互OEM供給を行うこと。	第3条（不当な取引制限）	問題なし
---	-------------------------------------	--------------	------

相談の要旨

- ・本件製品はJIS規格品であり、製造販売元により製品の品質は大きく変わらない。
- ・市場シェアは、A社約40%（第1位）、B社約20%（第3位）。
- ・2社は、工場と物流拠点間の運送費削減目的のため、製品の一部（A社の7%、B社の15%相当）の相互OEM供給を検討。
- ・相互に等量の製品を製造委託し、それぞれ相手方工場に取りに行く。
- ・製造原価は互いに等価と評価して相互OEM供給に係る金銭やり取りはない。
- ・2社は、それぞれ独自に本件製品を販売し、販売価格、販売数量、販売先等は一切関与しない。

独禁法上の考え方

- ・2社は、本件製品を各自で製造し、うち等量の一定数量を物々交換の方法で相手方に引き渡すことにしているから、2社の製造コストに変化は生じず、製造コスト共通化も生じない。
- ・2社は、各工場から物流拠点までの運送を各自で行うため、2社間で運送費も共通化しない。また、互いの納入先や納入価格等は分からない。
- ・2社は、**製造コスト及び運送費に関して情報交換はしない**ので、それらコストに関する情報が共有されない。
- ・2社は、本件取組開始後も、それぞれ独自に本件製品を販売し、互いに**販売価格、販売数量、取引先等は一切関与しない**。
- ・2社の間で、それぞれの**事業活動を一方的又は相互に制約拘束する取り決めは行われ**ない。



3	容器メーカーが、競争者に対して競争者が製造販売する容器の一部をOEM供給すること。	第3条（不当な取引制限）	問題なし
---	---	--------------	------

相談の要旨

- ・本件容器の需要者は飲料メーカー等で、容器メーカーにより品質は大きく変わらない。
- ・市場シェアは、C社約40%（第1位）、D社約10%（第3位）。需要は減少傾向で供給過多。
- ・C社の製造設備の稼働状況には余裕があるが、D社の設備は老朽化。D社は設備更新せず、C社にOEM供給を打診。
- ・C社はその生産状況を踏まえ、都度、D社からのOEM発注の受注を判断。
- ・OEM供給後も、2社は独自に販売し、互いに販売価格、販売数量、取引先等に関与しない。
- ・C社が得たOEM供給に関する情報は、C社の業務担当と営業担当間で遮断措置を講じる。

独禁法上の考え方

- ・2社の合計市場シェアは50%だが、他に30%の有力競争者が存在し、また、隣接市場からの競争圧力もある。
- ・本件取組により、D社がOEM供給を受ける数量等に関する情報がC社にも共有されるが、**C社は、社内情報遮断措置を講じる。**
- ・2社は、本件取組開始後も、それぞれ独自に本件製品を販売し、互いに**販売価格、販売数量、取引先等に一切関与しない。**
- ・2社の間で、それぞれの**事業活動を一方的又は相互に制約拘束する取り決めは行われぬ。**

4	化学製品メーカー2社が、商品配送の効率化のため、遠隔地域に所在する需要者への配送ルートを共同化すること。	第3条（不当な取引制限）	問題なし
---	--	--------------	------

相談の要旨

- ・本件製品のX地域におけるシェアは、E社約5%、F社約10%。
- ・2社は工場のあるY地域から離れたX地域向けの定期配送製品の物流共同化を検討。
- ・F社が製品をE社の工場に持ち込み、E社の製品と混載し、X地域のE社営業所に配送し、倉庫に一時保管。配送はE社委託のP運送業者。
- ・X地域におけるF社製品のE社営業所からF社営業所への配送は、E社委託のQ配送業者。
- ・F社営業所から需要者への配送はF社自ら行うので、需要者の所在地や名称はE社には不明。
- ・2社間で、需要者名、販売価格に関する情報交換は行わない。F社相当分の運賃はE社からF社に請求。
- ・E社からP社への配送委託数量情報はE社の物流担当部署内で使用。営業担当部門には共有されない。

独禁法上の考え方

- ・X地域における運送サービス調達市場への影響は軽微。
- ・X地域における2社の合計シェアは15%。さらに、共同配送の対象はX地域向け販売の一部。
- ・E社の物流担当部署が得るF社の本件取引組対象数量情報は、E社営業担当部門には共有されない。
- ・2社は、本件取引によりX地域における互いの納入先需要者名、価格、販売数量等の情報は得られない。



5. 「令和3年度における企業結合関係届出
の状況」(令和4年6月22日)を踏まえて

企業結合に関する届出制度

形態(関係法条)	届出制度の概要
株式取得(第10条)	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業結合集団の国内売上高を合計した額が200億円超の会社が ② 株式発行会社とその子会社の国内売上高を合計した額が50億円超の株式発行会社の議決権を取得し ③ 議決権保有割合が20%又は50%を超えることとなる場合は ④ 事前届出が必要 ⑤ 届出受理の日から30日間は当該株式取得をしてはならない
役員兼任(第13条)	—
会社以外の者による株式保有(第14条)	—
合併(第15条)	<ul style="list-style-type: none"> ① 国内売上高合計額200億円超の会社と ② 国内売上高合計額50億円超の会社が合併する場合は ③ 事前届出が必要 ④ 届出受理の日から30日間は当該合併をしてはならない <p>※ 分割、共同株式移転、事業譲受け等についても、原則として同様の基準による届出が必要</p>
分割(共同新設分割又は吸収分割) (第15条の2)	
共同株式移転(第15条の3)	
事業譲受け等(第16条)	

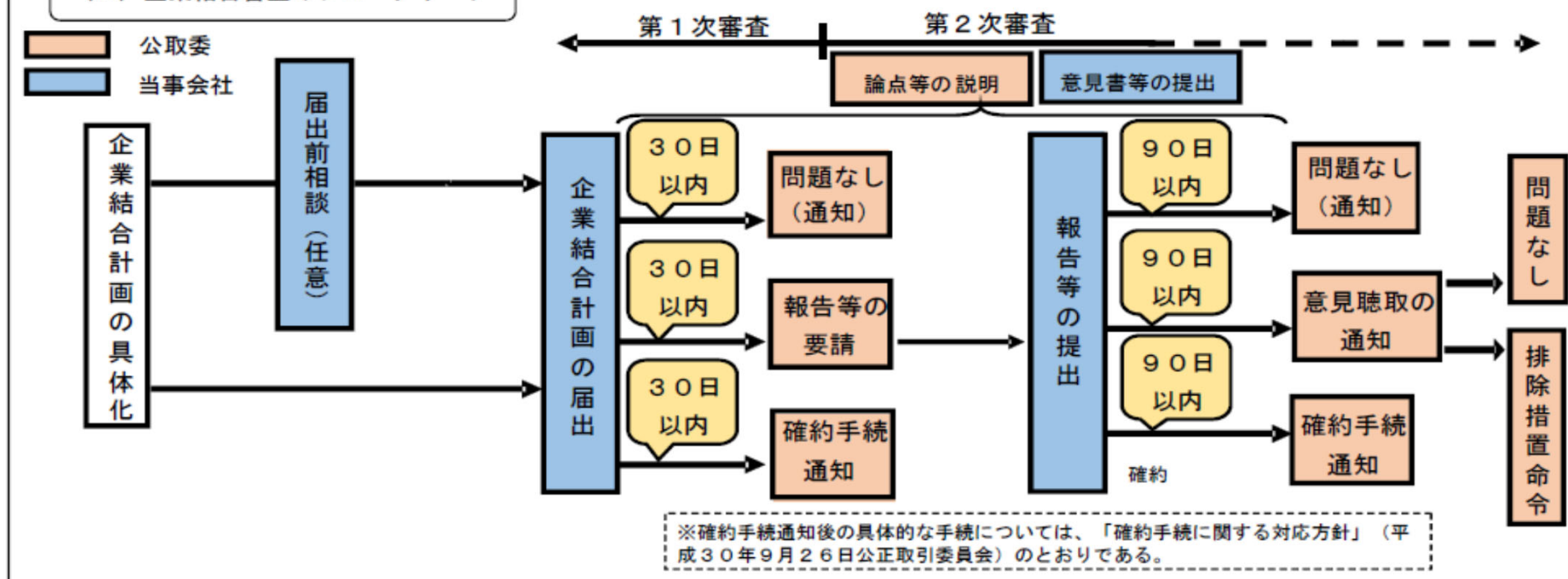
注1 「企業結合集団」=当事会社の「最終親会社」及びその子会社からなるグループ

2 「議決権保有割合」=企業結合集団ベースで保有する議決権の割合



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

(2) 企業結合審査のフローチャート



(3) 届出等件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
届出件数	321	310	266	337
第1次審査で終了したもの	315	300	258	319
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(240)	(217)	(199)	(242)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	4	9	7	8
第2次審査に移行したもの	2	1	1	1

(注) 令和3年度の「届出件数」には、令和4年4月以降においても引き続き審査を行っている案件(第1次審査中の9件)を含む。



企業結合審査の概要

(1) 企業結合審査におけるセーフハーバー

(セーフハーバーとは、通常、競争上問題とならないと考えられる範囲)

水平型企业結合	<ul style="list-style-type: none"> ① HHI1,500以下 ② HHI1,500超2,500以下かつHHI増分250以下 ③ HHI2,500超かつHHI増分150以下
垂直・混合型企業結合	<ul style="list-style-type: none"> ① 市場シェア10%以下 ② HHI2,500以下かつ市場シェア25%以下

(注)HHI(ハーフィンダール・ハーシュマン指数)とは、一定の取引分野における各事業者の市場シェアを2乗して合計したものの。

※ ただし、セーフハーバーに該当しない場合であっても、直ちに違法となるわけではない。

(2) セーフハーバー基準に該当しない事案については、以下の判断要素を勘案して、競争制限の有無を判断

- ① **当事会社グループの地位及び競争者の状況**
 (ア)市場シェア及び順位、(イ)当事会社間の従来の競争の状況、
 (ウ)競争者の供給余力、(エ)差別化の程度等
- ② **輸入** (おおむね2年以内を目安に評価)
 (ア)制度上の障壁の程度、
 (イ)輸入に係る輸送費用の程度や流通上の問題の有無、
 (ウ)輸入品と当事会社グループの商品の代替性の程度、
 (エ)海外の供給可能性の程度
 ※ 現在輸入が行われているかどうかにかかわらず、上記点を検討
- ③ **参入** (同前)
 (ア)制度上の参入障壁の程度、(イ)実態面での参入障壁の程度、
 (ウ)参入者の商品と当事会社の商品の代替性の程度、
 (エ)参入可能性の程度
- ④ **隣接市場からの競争圧力**
 (ア)競合品(当該商品と類似の効用等を有する商品)の存在、
 (イ)地理的に隣接する市場の状況等
 ※ 近い将来における競合品の競争圧力(隣接市場からの競争圧力)についても考慮
- ⑤ **需要者からの競争圧力**
 (ア)需要者の間の競争状況、(イ)取引先変更の容易性、
 (ウ)市場の縮小等
- ⑥ 総合的な事業能力、効率性
- ⑦ 当事会社グループの経営状況
- ⑧ 一定の取引分野の規模
 当事会社グループの一部の会社又は企業結合の対象となったその事業部門が業績不振の場合についても考慮



「令和3年度における主要な企業結合事例」の掲載事例一覧

No.	事例の名称	水平	垂直	混合	問題解消措置	経済分析	海外当局との情報交換	結合関係
1	日本製鉄(株)による東京製鋼(株)の株式取得							○
2	グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得(シリコンウェーハ)(令和3年11月26日公表)	○				○	○	
3	神鋼建材工業(株)による日鉄建材(株)の鋼製防護柵及び防音壁事業の吸収分割(ガードレール)	○			○	○		
4	日本電産(株)による三菱重工工作機械(株)の株式取得(歯車機械)		○					
5	ENEOS(株)によるジャパン・リニューアブル・エナジー(株)の株式取得(再生可能エネルギー)	○						
6	セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合(顧客管理ソフトウェア)(令和3年7月1日公表)			○		○	○	
7	(株)メルコホールディングスによる(株)セゾン情報システムズの株式取得(ファイル転送サービス)			○				
8	東京青果(株)による東一神田青果(株)の株式取得(青果卸売)	○						
9	イオン(株)による(株)フジの株式取得(スーパーマーケット、ドラッグストア)	○						○
10	GMOフィナンシャルホールディングス(株)によるワイジェイFX(株)の株式取得(FX取引)	○						○

(注) 「水平」とは、当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。
「垂直」とは、当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。
「混合」とは、「水平」、「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。
網掛けは、個別案件として公表済み



最近におけるデジタル分野の企業結合審査への対応

企業結合ガイドライン及び手続対応方針の改定

- ・ 経済のデジタル化の進展を踏まえ、令和元年12月、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（企業結合ガイドライン）」及び「企業結合審査の手続に関する対応方針（手続対応方針）」を改定
 - ・ 手続対応方針の改定を踏まえ、届出基準を満たさない案件についても必要な審査を実施
- 令和3年度においては、例えば、マイクロソフト・コーポレーションとニューアンス・コミュニケーションズ・インクの統合、アマゾン・ドットコム・インクとMGMホールディングス・インクの統合、グーグル・インターナショナル・エルエルシーによる株式会社pringの株式取得、ペイパル・ホールディングス・インクによる株式会社Pai dyの株式取得といった案件について審査を実施

企業結合審査に係るエンフォースメントの強化

体制の強化：官房審議官（企業結合担当）の設置及び上席企業結合調査官の増員等により審査体制を強化

個別案件に係る情報・意見の募集：第2次審査の開始の如何を問わずに、必要に応じて、第三者から意見聴取する旨公表し、情報・意見を募集

企業結合審査における内部文書の活用：迅速かつ的確な企業結合審査を実施するため、審査の初期段階から内部文書の提出を求め、審査を実施

経済分析の活用：新たに設立された経済分析室が中心となって、より洗練された経済分析を実施

企業結合審査に係るエンフォースメントの強化

(1) 個別案件に係る情報・意見の募集

- 本年6月に2件公表、意見募集。(①グーグル・エルエルシー及びマンディアント・インクの統合、②マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インク)

(2) 企業結合審査における内部文書の活用

当該企業結合に関連する事実関係の正確な把握のために、当該当事会社グループによる、①企業結合計画の意図・目的、②企業結合の結果の利害関係者への影響予測、③市場の将来予測等を把握する必要があるため、審査の初期段階から取締役会資料や社内の競争分析に係る資料などの内部文書の提出を求める。必要に応じて、独禁法第40条又は47条の権限を行使する。

提出を求める内部文書の範囲

- 当事会社グループの取締役会等の各種会議等で使用された資料や議事録等
- 企業結合の目的・効果等について検討・分析した資料や企業結合の検討を開始した経緯を示す資料
- 企業結合の検討に関与した当事会社グループの役員又は従業員の電子メール
- 事業計画や事業上の各種戦略又は事業報告に関して作成した文書
- 競争者・新規参入者の事業計画・参入計画に関して検討・分析した文書や競争者の範囲、競争力、競合の程度についての当事会社の認識や評価を示す資料
- 商品・役務の価格、数量又は市場研究、市場予測、市場調査等のマーケティングに関する報告書
- 当事会社グループの組織図、各組織・部署の業務内容を示す資料及び従業員リスト

当時会社グループが抽出・選定を希望する場合の要説明事項

- 抽出・選定作業を行う必要性・合理性の有無
- 抽出・選定作業を行う範囲(人的範囲、物的範囲、対象期間)及び当該範囲とする理由
- 検索ワード等による抽出・選定の場合の検索条件、使用するツール(フォレンジック業者を利用する場合にはその概要)
- 抽出・選定対象となり得る内部文書の保全状況

内部文書の提出方法

- 電子メールへの添付(メール本文を含めて50メガバイトを超える容量となる場合、分割送付。)
- ハードディスクやDVD等の記録媒体での提出
- 公取委の指定するファイル転送サービスでのデータの提出

当事務所における 近時の対応案件/中心的に対応している弁護士 等

独占禁止法関連

- 国内外の行政・刑事違反事件調査対応、不服申立て対応、関連する自主的社内調査対応（課徴金減免申請、司法取引等の手続対応を含む）、事後的な法令遵守の維持向上のための措置・活動対応
- M&A・業務提携等に関する分析検討、企業結合規制手続対応
- 流通戦略、知財戦略等に基づく取引先との契約交渉、締結・履行等に際しての分析検討
- 他事業者による違反事案対応（公正取引委員会に対する申告、民事提訴等）

セミナー開催／社内研修講師

M&Aにおける対象会社の独占禁止法リスクの検証

コーポレート法務関連

- 有事対応に関する事後検証（再発防止策、役員責任等）
- コンプライアンス体制・内部統制システム整備
- 適時開示対応

特殊な事業分野の独占禁止法適用除外

契約法務関連

- 不公正な取引方法、下請法対応

広告審査

- 景表法対応

パートナー



向 宣明

MUKAI, Nobuaki

国内外のカルテル事案や流通戦略に基づく取引行為・その他事業活動に対する独占禁止法違反（行政・刑事）の嫌疑の調査／国内外の事業提携や企業結合審査案件／第三者委員会の委員就任など、有事対応への事後検証や再発防止体制の立案策定／同法違反に起因する民事責任を巡る係争対応等。
2016年2月～17年3月：公正取引委員会「独占禁止法研究会」会員（裁量型課徴金制度を含む課徴金制度の在り方について）。／19年7月～競争法フォーラム常務理事・事務局長／20年9月～日本弁護士連合会司法制度調査会・商事経済部会副会長（独禁法関連担当）



森口 倫

MORIGUCHI, Rin

弁護士登録以来、談合・カルテル事件について、リニエンシー・取消訴訟等を常に手掛けるほか、企業結合・事業提携に関する業務も取り扱う。談合・カルテル等の企業不祥事を含む事件処理や役員責任に関する相談も数多く経験している。金融庁への出向経験を有しており、企業開示や取引所関連の相談にも対応する。
2009年4月～10年9月：金融庁総務企画局市場課専門官
第一東京弁護士会総合法律研究所会計・監査制度研究部会副会長、同金融商品取引法研究部会員



杉本 亘雄

SUGIMOTO, Nobuo

弁護士登録以降、数多くの国内外の企業に対して、談合・カルテル調査、国内外の企業結合審査、流通・販売政策や業務提携、知的財産権のライセンスに関する助言等を行っている。プラットフォームエンジニアリング、製薬、医療機器といった取引分野に精通し、コーポレートガバナンスや人事政策に関する相談にも常時対応している。国内金融機関法務部や公共設備エンジニアリング企業法務部への出向経験も有する。



小林 崇

KOBAYASHI, Takashi

98年4月 - 05年3月ソニー株式会社勤務（法務部、知的財産渉外部他）
競争法フォーラム会員、第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員、同知的所有権法部会員 国内外の数多くのカルテル・談合事案に携わり、主にリニエンシーを含む当局対応や民事賠償対応を手掛ける。クロスボーダーの企業結合や不正な取引方法に関する案件の他、景表法、下請法等に関する案件についても日常的にアドバイスをを行っている。

アドバイザー



南部 利之

NAMBU, Toshiyuki

82年4月公正取引委員会事務局入局／19年7月審査局長を最後に公正取引委員会事務総局退官の後、同年12月桃尾・松尾・難波法律事務所入所／04年4月～07年6月官房国際課長として、また11年8月～16年6月官房審議官（国際担当）として海外競争当局等とのバイ・マルチの業務を統括／11年1月～8月審査局犯則審査部長として犯則事件を統括／02年7月～2004年4月取引部消費者取引課長として景品表示法行政を担当

アソシエイト



石川 由佳子

ISHIKAWA, Yukako

国内金融機関法務部、公共設備エンジニアリング事業者法務部、海外ファッションブランド事業者法務部への出向経験がある。第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員。
国内外カルテル事案のほか、契約法務に関連して、不正な取引方法に関するアドバイスや下請法、景表法等に関する相談にも様々対応している。



田中 翔

TANAKA, Sho

競争法フォーラム会員
国内外のカルテル・談合に関するリニエンシー申請、民事賠償対応等に携わる。デジタル・プラットフォーム分野を含む独禁法に関する相談や、景表法・下請法に関する相談にも日常的に対応している。刑事専門事務所に在籍した経験があり、経済事件を含む刑事事件に関する豊富な経験を有する。



橋川 裕樹

KIKKAWA, Hiroki

第二東京弁護士会経済法研究会会員
外資系法律事務所在籍時より、国内外の企業結合事案やカルテル・談合事案に従事。労働法案件を数多く手掛け、従業員による企業不祥事事案において助言を行うほか、日常的に、景表法や下請法等に関する助言も行っている。



ご清聴ありがとうございました

桃尾・松尾・難波法律事務所
アドバイザー(独占禁止法プラクティス・グループ)
南部 利之

〒102-0083
東京都千代田区麴町4丁目1番地
麴町ダイヤモンドビル
電話 03-3288-2080
ファクシミリ 03-3288-2081



MOMO-O, MATSUO & NAMBA